

平成25年 1 月30日（水曜日）

南三陸町東日本大震災対策特別委員会会議録

東日本大震災対策特別委員会会議録

平成25年1月30日（水曜日）

出席議員（1名） 議長 後藤清喜君

出席委員（13名）

委員長	西條栄福君	
副委員長	鈴木春光君	
委員	千葉伸孝君	高橋兼次君
	佐藤宣明君	山内昇一君
	山内孝樹君	星喜美男君
	菅原辰雄君	小山幸七君
	大瀧りう子君	及川均君
	三浦清人君	

欠席委員（1名）

委員 阿部建君

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	遠藤健治君
総務課長	佐藤徳憲君
復興企画課長	三浦清隆君
復興事業推進課長	及川明君
復興事業推進課参事 兼 用地対策室長	佐藤孝志君
保健福祉課長	最知明広君
環境対策課長	千葉晴敏君

建設課長	三浦孝君
危機管理課長	佐々木三郎君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤広志君
公立志津川病院事務 長兼総務課長	横山孝明君

事務局職員出席者

事務局長	阿部敏克
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	三浦勝美

午後2時30分 開会

○委員長（西條栄福君） 委員皆様方には臨時会に引き続きまして、大変ご苦労さまでございます。本日もこれより特別委員会を開催させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまより東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

欠席委員、阿部 建委員となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の特別委員会の進め方は、防災集団移転促進事業の状況についてと移転元の買収価格についての2件を一括議題とし、進めていきたいと考えております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） ご異議なしと認めます。よって、そのように進めさせていただきます。

早速、会議に入りたいと思います。

それでは、防災集団移転促進事業の状況についてと移転元の買収価格についての2件を一括議題といたします。

担当課長による説明をお願いいたします。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、まず最初に防災集団移転促進事業の状況についてご説明させていただきます。

資料はA3の横長の資料をごらんください。

町内全20地区、28団地の事業計画の国土交通大臣等の同意が得られたことにつきましては、先ほど町長の行政報告等でごございましたが、地区ごとの事業概要について改めてお示しをするものでございます。

資料の左側の回という第1回から第7回まで記載されておりますが、これは復興整備協議会の開催回数を示したものです。第1回目が昨年の7月3日に開催して以来、1月21日までで第7回開催し、ようやく全地区の計画がまとまりました。

現時点での、ちょうど中列になります、移転戸数につきましては、合計で1,096戸を想定してございます。移転人数につきましては、3,839名となっております。移転先の総面積、いわ

ゆる造成面積と申しますか、につきましては65万718平米、65ヘクタールほどの造成面積を想定してございます。

総事業費につきましては、380億8,800万円を現時点では想定しております。この事業費の中には後にご説明いたしますが、移転元の宅地の買い取りの費用、そして今後団地造成が完了した際、個人の住宅建設にかかわる住宅ローンの利子相当額の助成分も含まれてございます。

実際の造成工事、区画内の道路整備の工事費としましては、用地取得を除きますと現時点では200億円程度を想定しております。なお、既に藤浜地区、寄木・葦の浜地区につきましては、最終の意向確認、実施設計がほぼ終了し、面積、戸数等の見直しを行いまして、上の2段、網かけになっておりますが、このようにほかの地区におきましても今後実施設計などの作業を進めながら、今後も面積や戸数の変更、事業費の変更、造成面積の変更をその都度復興整備協議会に掲載して計画変更を行いながら、実際の工事に着手することになるかと思っております。

2ページ目の図面につきましては、今回のこの表の大臣同意等の状況について色別に区分けした図面でございます。参考までに添付をさせていただきました。

以上、簡単でございますが、防災集団移転促進事業の状況についてご説明を終わらせていただきます。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課参事。

○復興事業推進課参事（佐藤孝志君） 私のほうからは移転元の買い取り価格についてご説明をさせていただきます。

色のついたA4の資料でございます。

資料の説明の前に、土地の評価の考え方についてご説明したいと思います。

土地の買い取り価格については、これまでも標準的な土地買い取り額、想定としまして本特別委員会の中でも何回かご説明をしてきているところですが、今回土地価格評価委員会の決定を受けまして、被災を受けた土地でありますけれども、標準地価格、つまり基礎となる地点の価格が決定いたしましたので、その結果を御報告するとともにその経過をご説明したいと思います。

土地の正常な取引は、近傍類地の取引価格を基準として土地価格形成上の主要因を比較、検討するということが基本であります。具体には対象地の存する地域を地域区分ごとに分けまして、対象の存する地域から標準地を選定するということでもあります。その後に標準地の価格を取引事例法によって評価を行うわけですが、その際取引事例の収集とか時点修正、地域補正などを検討して標準地の価格を決定することになります。しかしながら、今回東日本大震災によ

る被災地域の土地評価においては、通常の場合と異なり事業規模が広範囲であり、土地の取引事例も少ないということを受けまして、各地域の中から代表地域を選定しまして他の地域へ比準していく手法を採用しております。なお、買い取り申し出により取得する一筆ごとの土地の価格は、きょうお示ししめしている標準地価格からさらに土地の個別事項であります大きさとか、間口とか奥行きなどを検討して価格を決定することになります。

それでは、資料の1ページ目をごらんいただきたいと思います。

黄色、赤、青の着色している地域区分欄を見ていただきたいと思います。

この部分は対象地の存する地域の区分、一般的な用途的区分とっておられる部分ですが、一般に大きく宅地地域、農業地域、隣地地域、見込み地域、その他の地域の5つに分けられ、さらに宅地地域は住宅地域、商業地域、工業地域の3つに分けられます。本町の場合は地域の特性により判定すると、住宅地域は農家集落地域と混在住宅地域に、商業地域は近隣商業地域に該当いたします。農家集落地域とは農家等で集落を構成している地域、あるいは市街地形態を形成するに至らない戸建て住宅が多い地域をいい、混在住宅地域とは比較的狭小な戸建て住宅、共同住宅が密集する地域、または住宅を主として店舗、事務所、商工所が混在する地域をいいます。また、近隣商業地域とは主として近隣の居住者に対する日用品等の販売を行う店が連担している地域をいいます。

代表標準地の価格は歌津、志津川、戸倉地区の各地域の中から代表標準地を選定し、先ほどもお話ししましたように取引事例の収集、分析をしながら各修正を検討し決定した価格であります。また、代表標準地から各標準地への比準については不動産鑑定士に意見を聞きながら決定しております。

資料の青い字で記載しております部分が代表標準地でありまして、全体で5カ所を設定しております。農家集落地域、黄色の部分ですが、各地域に1カ所ずつ、歌津地区であれば館浜45ということで、これは津龍院さんの県道から入り口付近であります。志津川地区におきましては蒲の沢ということで、こちらは民宿あらとさんの付近、戸倉地区においては戸倉字戸倉ということで、漁協さんの支所の付近を設定してございます。混在住宅に当たりましては、赤色の部分ですけれども、志津川地区で城場のほうに、これは保健センター付近に設定しております。それから近隣商業地域、青色の分につきましては、志津川地区で十日町、旧気仙沼信金さん付近ですか。この辺を設定させていただきます。

この代表標準地から標準地、黒字で記載している部分ですが、全体で33カ所を設定して代表標準地からした価格を決定しております。農家集落地域でいえば歌津地区で8カ所ありまし

て、5,100円から6,200円、志津川地区であれば2カ所で8,700円、戸倉地区であれば8カ所で4,300円、寺浜から8,500円ということで雷前というのは戸倉の雷前ということです。旧の戸倉小学校前付近です。それから、混在地域、歌津地区で言えば2カ所ございまして、9,500円、管の浜の朝日堂工場さんの付近とウタちゃん橋の付近でございます。1万300円。それから、志津川地区で言えば8カ所で、7,600円が清水浜の旧駐在所付近、それから2万6,100円が廻館の宮城商店さん付近と。それから近隣商業地域が志津川地区で5カ所で1万5,700円、天王山の安いのがこんけいさん付近から2万7,600円が汐見町の志津川公民館前という状況になっております。それを区画を一欄の図面に示したものが2ページにあります大きな図面となっております。

次に、被災した住宅用地の買い取りの流れをご説明したいと思うので、資料の3ページ目をごらんいただきたいと思っております。

住宅用地の買い取り希望者から買い取り申出書を現在受理しておる状況です。それがその受理内容を町が買い取りできるのか買い取りできないのか、あるいは幾らで買うのかという通知を近々やる予定にしております。その区画に対して承諾が得られた方に関しては、買い取り申込書を出していただいて契約と。契約をしていただいて、所有権移転の登記が過ぎた後に代金をお支払いするという流れで今後進む予定にしております。

具体的にちょっとご説明をしたいと思っておりますが、町は昨年内に2回にわたり東日本大震災に住宅用地として使用した土地の買い取り申し出を提出していただいております。1回目は9月から2カ月間、寄木、藤浜から6地区の方々を対象とし、2回目は10月から2カ月間、1回目を受け付けした以外の地区の方を対象に行ったところであります。土地の買い取り申出書の提出状況というのは1月28日現在、件数が1,908件で、発送件数に対する割合は54.3%、宅地に限った場合は申し出筆数が2,555筆で約59.2%となっております。

これまで受理しました申出書につきましては、買い取り対象の土地であるか、また抵当権等の金利がついていないかどうかを確認しながら各土地情報の点検に努めてまいりました。買い取りする標準地の価格決定により、先週、土地1筆ごとの価格が初めて委託業者より納品されまして、納品された成果品を精査、点検いたしまして、買い取り希望者宛てに1月25日付で各筆ごとの買い取りの可否、買い取りする単価、登記面積、買い取り価格などについて通知をしております。委託業者からは毎週、一定の筆数の成果品が納品されますことから順次点検し、毎週定期的買い取り通知をやる予定にしております。

今後は買い取りする価格についてご承諾いただける方につきましては、買い取り申込書を提出

いただくこととなりますが、その際、相続登記や抵当権の抹消の手続が終了していることが必要となります。その後、町は買い取り申込書の提出された方と土地売買契約を締結し、契約の期日は所有権移転登記の関係から本年度分といたしましては、2月4日から3月8日までの6週を予定しております。契約会の会場は役場庁舎のプレハブ、歌津総合支所、入谷公民館などで、契約の予定を確認しながら予約制により契約会を開催する予定であります。契約の締結後は現地確認、所有権移転登記手続、買い取り証明書の発行、代金をお支払いするということがあります。なお、25年度分の買い取りにつきましては、4月上旬から継続して実施する予定にしております。

簡単ではありますが、以上で大まかな流れのご説明を終了させていただきます。

○委員長（西條栄福君） 担当課長による説明が終了しましたので、これより質疑に入りたいと思います。これまでの説明に対しまして伺いたいことがあれば、伺っていただきたいと思いません。及川 均委員。

○及川 均委員 それでは、3点ほどお伺いいたします。

まず、移転事業の促進状況です。移転対象戸数2,589戸、移転対象人数8,760人という数字の中から対象者、移転戸数が1,096戸で3,839人だと、移転人数ね。これ見ますと、いわゆる被災された方々のうち、半分に達しなかったと。1096戸であって、移転対象戸数の半分にも満たなかった。約2,600ある中の1,096戸であります。この残りの1,600戸の方々の割合はどのようになっているのか。自立された方もあるだろうし、移転された方もあるだろうし、どのような割合になっているのか。そうした中で、防集移転の方々が一番多いんだろうとは思いますがけれども、1,000戸でありますから。約2,600戸のうち1,000戸ですから、それなりの数なのかなど。その内訳、そのところをちょっと教えてください。

それから、事業期間になります。ここには大ざっぱに24年から27年とありますね。ここなんですよ。単純にこれ見ますと24、25、26、27で4年もかかるのかとなるわけです。既にもう25年だ。すると25、26、27、今から3年もかかるのかという解釈なんです。問題はその27年ということです。先ほどの説明いろいろ聞いていますと、ことしの夏ごろまでには全地区整備したいと、始まりたいということなんです。それはいいんですが、各地区、戸数等によって整備期間2年見ているところもあれば、1年で藤浜さんみたいに12月までに終わるところもあるわけです。それがこういうふうに一律事業期間、今27年まで見ているんでしょうけれども、それが地域によって25、26、27、今から3年もかかるのかとなるわけです。単純に。3年、俺はとっても待ってられない、今まで仮設に2年入って、それで5年も仮設にいなくてならな

いのかとなるわけです。70だった人は75になる。あと何ぼも入られないんだという焦りが今生じているのは事実であります。ですから早く、そこからもスピード感がもうないということになるわけなんです。当局の説明では別におくれていますと、順調に進んでいますという説明されますけれども、仮設にいると一日千秋の思いなんです。そうしたことから、25年度からこの辺のところ、目標年度をはっきりと定められないのかなという気がするんですが。各地区によって。それをはっきりと各地区に明示できないのかなということなんです。例えば、藤浜さんみたいに12月までに終わって、その後すぐに個人住宅建築可能ですよとされれば、大工さんとの契約もできるわけですよ。始まってもいいわけだ。果たして、今から3年先のこと、来年のことを語っても鬼が笑うと言うけれども、3年先のこと今から大工さんとまだ契約もしていられないべしなというところもあるわけですよ。ですから、その辺のところをもう少し具体的に地域的に明示できないものなのかと。工事期間どのぐらいかかるんだという、このぐらいを見ているということを地域的に説明会の中で大ざっぱでなく、27年といたって1月もあれば12月もあるわけですから、その辺のところ1年の違いが出てくるわけですね。その1年が長いんです、今。その辺のところをご説明ください。

それから、土地の買い取りであります。これ、巷間さまざまうわさが流れているんです。基礎のあった分だけ買収するとか、あるいは庭は買わないとか、あるいは同じ屋敷内であっても畑の分はだめだとかと、さまざまな解釈があるようなんですが、はっきりしたところをもう1回確認をしたいと思います。

以上です。3点。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、まず1点目の残された1,600戸の内訳はということでございますが、明確な資料は持ち合わせておりませんが、この中には930戸の災害公営住宅入居者も含まれてございます。それを勘案しますと、約700戸ぐらいが個別の移転、あるいは現地再建あるいは町外への転出という状況にあります。その内訳の数字は現在のところ何とも申し上げられませんが、意向とすればつかんでおりますけれども、その意向どおりになかなか個別移転の部分については明確に示されていないというのが実情でございます。例えば、がけ地近接、個別移転の対応する事業を当方で受け付けしておりますが、思ったより申請が上がってきていないと。町単含めると、60件弱というところでございますが、当初は個別移転、500戸ほどを見込んでいたんですが、なかなかそういった当初の意向と現状がマッチしていないというところがございます。ただ、いずれ残った700件ぐらいにつきましては、

個別移転あるいは現地再建、そして残念ながら町外の移転もがけ近の中にありますけれども、個別の移転の中に含まれているという状況下でございます。

それと事業期間の考え方なんです、確かにご指摘のとおり明確にいつまでにというところを示せられれば一番よろしいんですが、まだ用地取得も終わっていない段階に軽々に期待を持たせるのはちょっとどうなのかなと思います。そういった観点でいずれその見通しが立った時点で、工程表なりをまた住民のほうにお示しする機会は当然考えていかなければならないと思っています。

ただ、ここでの事業期間につきましては、防災集団移転事業が委員ご承知のとおりかと思うんですが、造成して終わりではございませんで、その後の個人の住宅建築に対するローンを借りた場合の利子相当額の助成まで終わって初めて終了となる事業ですので、国の集中復興期間で示されている27年度という部分をまずもっては線引きをさせていただいているというところでございます。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課参事。

○復興事業推進課参事（佐藤孝志君） 買い取りできる土地と買い取りできない土地の区分というご質問かと思しますので、お答えさせていただきます。

買い取り対象となる土地につきましては、住宅用地ということでうちが建っていた土地でありまして、倉庫とか駐車場だけとか、作業所、会社は基本とすれば対象としておりません。ただし、住宅が建っていても登記をしていなくて、まだ農地であったとかそういう分もありますが、それらは住宅が建っていた事実がございますのでそれらは買い取りができる形になります。それと、住宅と一体となっている駐車場、隣接地にあったとすれば宅地である住宅の部分の敷地と隣接している駐車場なども一体として購入する予定にしております。

以上です。

○委員長（西條栄福君） 及川 均委員。

○及川 均委員 今、課長から説明はいただきましたが、この内訳ですね、個別の。700戸ということになります。この中には確かに自立再建して移る、あるいは復旧して移った方、これから移る方々あるんですが、問題は町外なんです、町外。これをどのようにつかんでおられるのか。現状を。実は相当これは現在の南三陸町民にはなっておるけれども、思ったよりもあるのかなと実感を実は感じたんですが。まだ南三陸町に屋敷もありますし、あるいは義援金等の配分等もまだあるかもしれないから、現在はよその町に行って暮らしているけれども南三陸町民の籍は抜かないと。しかしながら、向こうに土地は求めた。建設計画も立ったと。だけれど

も、その家をいつの時点で建てたらいいかなということが一番悩みの種だということです。そういう方々がやっぱりタイミングを見て、いつ南三陸町の町民を引き上げていったいいのかわかるとか、やめるかということですか。向こうに籍を移すかということを見ている、いわゆる幽霊町民といいますか、そういうものがいっぱいあるようなんです。この辺のところですね、つかみようがないのかなと思うんですが、そこを一番心配するわけです。将来人口、さまざま30年後には半分になるとかなんとかとさまざまなデータも出ていますけれども、現在のところで1万5,000を今割ったのか、その辺の人口だと思うんですが、そうしたことをむしろ積極的につかんで、こういった方々をなんとか戻す方法というか、手立てというのはないものかと考えるわけです。

その辺のところを正確に、数だけでもつかめればなというのですが、調べる方法はありませんかね、これね。この辺がグレーゾーンだと思うんです。個別復旧、それぞれにしたのから逆算していったらあるいは出るのかなと思ったり、それぞれに対処する対応方法からすれば個別移転にもう少し町独自の優遇策も考えられなかったかとか、要らないことまでさまざま考えるわけですが。今度、国でまた6兆円も出すというんだけれども、なんとかここに回せないかとか、厚遇できないのかなということも考えたりするのですが、そうした人口をとめる方策、この辺にあるのかなと思うんですが、いかがですか。

それからこの事業期間、見通しが立ったらお示しをするということなんですけれども、事業費が大きければそれなりの重機、人材をもってどこどこかやったらできるのでないのかと単純に考えるわけですよ。例えば、藤浜の場合、12月まで1年でできるんでしょうかね？。したらば、その倍の規模あるいは倍の重機が入ってやったら1年でできないのかという気もするわけですが、その辺のところはやっぱりそれなりの期間を見なければだめなのかと。ところが、それを待ちくたびれているわけです、もう既に。そこを今から本当に3年もかけてやるのでは大変だと思うから言うわけでありましてけれども、その辺のところをいま少し明確化してもらって、もう8月ならずまとまった地域からどんどん着工していただけないかという気がします。一日でも早い着工を皆望んでいるわけですから、そこのところをもう1回。

それから、この買い取りです。これも100坪の土地があって、庭の分はだめだ、倉庫の分もだめだとか、建物が建っていた分の基礎の分が30坪だからこの分は買い上げるとかということになるんですか。現実問題ですよ。100坪の土地があってそこに建っている家というのは建蔽率といいますか、そんなに皆々建っているわけではありませんよね。すると、建っていた家の分ばかり買い上げて、例えば30坪買い上げてあとの70坪残るといって、極端な例を言えば。そう

いう事例になるのかどうか。その100坪をすぽっと買い上げてもらえないのかということです。一番聞きたいのは、そこのところをお願いします。庭だとか畑だとかではなく、屋敷100坪あっておらえてみんな買ってもらいたいですというものは買い上げられないのかということとです。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 先ほどの700の部分でございますけれども、一昨年、平成23年12月、集計は24年の2月ごろだったんですが、その当時、町外に移転した、あるいは移転を予定していると明確に示した方が384世帯ほどございました。その調査結果をもとに防集あるいは災害公営、そういった意向調査を反映していっている中では個別に移転を明確に示している方は186戸と減っているものの、ただよくわからないという答えの方が344戸ほどまだいるというところで、先ほども申し上げましたけれども、なかなかその数字を申し上げるに難しい状態であるというのは、行政側あるいは実際の住民側の状況だということで認識をしています。うちのほうでは、2つ目の質問にもご指摘もございましたけれども、いずれとにかく姿を見せることがどうするかわからないという方々を引き込む要因にもなると思って事業を進めてございますので、その辺はご理解いただきたいなと思います。

それと、通常の状態であれば受注環境も建設業界そのものも、合意形成さえ図られればどどんという形で事業も着手できると思っておりますけれども、こういった状況の中です。小さい団地を個別に発注して行って、それが実際受注されなかったという状況に陥るのか、あるいは小さい団地も含めてもう少し大きくくりで工事を発注して全体の進捗を早めるべきなのか。それについては今内部でも検討しているところです。ただ、今のところはその地域の合意形成あるいは実施設計、用地の取得の状況に応じて、早いところはすぐ速やかに工事を発注しているという状況ですが、いずれ来年度の春、夏あたりにはそういった課題が出てくるということで、なお検討を進めていきたいと考えております。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課参事。

○復興事業推進課参事（佐藤孝志君） 土地の買い取りの関係ですけれども、ちょっと私も口下手で説明不足もございましたが、住宅がございまして本宅があってそれに附随する倉庫と駐車場、これは購入できる土地でございます。それで、倉庫とか単独で市街地なんかにあたり工場があたりする部分は、単独であった場合は買い取りできない土地であるということと、ちょっと先ほど説明不足でありましたが、そういう意味でお話ししたつもりでございます。よろしくお願いたします。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 今の買い取りの部分なんです、住宅があった、例えば50坪の建物が建っていたから50坪だけということではなくて、あるいは筆が分かれていたとしてもその戸にお住まいだった宅地と一体的に利用していたと、あるいは分筆されていた駐車場であるとか、そういった宅地と一体性がある部分については買い取りの対象として行っているところがございます。

○委員長（西條栄福君） 星 喜美男委員。

○星 喜美男委員 この事業期間、27年度に一斉に終了しますととんでもない建設ラッシュが来るわけでありまして、今前者も言っていましたが、問題は制度がちょっとブレーキになっている部分もあるのかなという感じがいたしております、がけ近にしても利子の補填を受ける補助を受ける際に、事前の契約であったり事前着工が全然認められないという制度になっていまして、その辺を変えないことには、現在でも多分大工さんと早目に契約をしたいとかいろいろな方がいると思うんですが、その辺を認めるようにしていかないと一斉になってしまうんですよ。その辺のちょっと国への働きかけが必要だろうと思うんですが、その辺はいかがなものでしょう。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 恐らくそのがけ近もそうなんです、一般的に補助事業といいますのは事前に着手したのについては認められないというのが大原則かと思います。ただ、今後大工さんの確保の問題、そういったものについては早目に、特に集団移転の場合なんです、一斉になるという観点もございますので、補助の部分、契約行為だけでも、当然造成工事が終わらないと建築工事はできませんので、契約行為を前段に持ってこれるかどうか、そういった部分だけは可能かどうかも含めて国交省とも協議をしていきたいというふうに思っております。

○委員長（西條栄福君） 星 喜美男委員。

○星 喜美男委員 平時でしたらそれもいたし方ないのかという感じがいたしておりますが、何せこのような状況でありますから当然造成ですね。造成というのは建設よりも早く始まるわけでありまして、多分きちとした周知をしないと造成なんか個人の土地を持っている方なんかは早目に入ってしまう可能性が非常に多いと思うんです。がけ近の場合です。その辺をしっかりと周知しておかないと、今度は後で大変なあれになる可能性もありますので、やはりしっかりと周知と、あわせてこのような非常時でありますから国のほうにその辺は柔軟に対応して

もらえるように、町長、この辺もひとつ国に働きかける必要があると思うんですが、いかがでしょう。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今1つの例をお出しになって柔軟にというお話ですが、これまでの1年10カ月、いかに我々が国に対して制度の柔軟な運用ということによってきたのがいっぱいあります。その中で解決してきたものもありますし、それからいまだまだ解決していない部分もございまして。今お話ありましたように、そういったものをまだまだ抱えながら我々、今当たっておりますので今後とも国のほうに、幸い先ほどお話ししましたように新政権になりまして制度の運用につきましては、その辺は柔軟にするというお話もいただいておりますので、その辺は改めて我々からもお話をさせていただきたいと思っております。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 集団移転の部分については先ほど申し上げましたけれども、個別の移転につきましても事前着工の部分は町の単独事業で助成をしておりますので、遡及分については町内移転であればそういった制度で拾ってっております。1つの申請が前半の分が町の単費で、後半の分が国の事業とかそういった方も中にはおりますので、同等の条件が得られるように指導もしていきたいと思っております。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 今回、提出されている資料は防集だけなんですね。あとは買い取り価格。復興に関係する事業、公営住宅あるいは漁港の整備、農地の整備、いっぱいあるわけですね。その事業期間、24年から27年、わかっているのか。前から言われているから。きょうの段階で各地区ごとにどの時点で事業がなっているのか。進捗状況です。今土地の交渉に入っているとか、あるいは設計を待っているとかいろいろあるわけですね、地区ごとによっては。だから、今の時点でどこまで事業が進んでいるのかというのを我々は把握したいわけです。公営住宅、漁港の整備等も含めて。要するに、住民の方から聞かれるんです。何時だろうと。私たちもわからない。議員さん、わからないんですかと。地区ごとによって全部違いますから、夏場ごろまでには大体大まかに発注してできるのであるまいかぐらい語って、本当にそうなるのかどうなのか。ですから、私は資料として欲しいのはこの事業ごとにきょうの段階でどこまで進んでいるのか、どの状態なのかというものをわかりたいわけなんです。その辺、簡単に資料として出せませんか。そうしますと、あの地区の方から言われると、どれっさ、待ってください、こう見て、今設計に入ってこれから何するようですよとか、入札にかけるところですよとかい

ろいろ答弁できるわけです。これ見て何も答弁できません。今どこがどういうふうな状況であるのかわからないものですから。遅いから悪いとか、早いからいいとか文句を言うために言っているのではないんです。現状を知りたい、現状を。我が町の。それでなくても我が町のこの復興事業に関しては、よその市町村から見るとかなりおくれがあると言われていたんですから。それは何が原因なのか。遅れている原因が。皆さん、いろいろ土地の方々に交渉をしているんだと思います。要するに、集団の買い取りだ、山を売ってほしいとか、宅地をどうのこうのとやっているんだけど、なかなかそれもスムーズに行かない。その中には所有権の問題等もあるわけです。だから、我々としても執行機関でないんだけど、田舎とかいろいろあるわけです、親戚絡みとか。田舎のそこが良きさんだけども、役場の職員だけでなかなか話しが進まない、この地区はこういう問題を抱えているんだと、それを話してもらえば、我々、親戚とか兄弟の方々にも地権者の方々がいるわけだから、お茶飲みながらでも何とか協力してもらえないかねと。執行権に介入するわけでないが、そういったお手伝いも我々もできるわけですから、そういう話してもらえれば我々も動きやすいというか。議決機関でありますからそこまで詳しくは足を踏み入れられないものがありますけれども、ただお茶飲み話に何とか協力してくれないかとかそういう話はできるんですから。何が問題でおくれているのか、それをはっきりとやはり個人名まで出さなくてもいいです。こういう問題があるんですということを書いてもらう、議員の皆さんにも協力してもらえないかと、そういう話はできるでしょう。一日も早く復興させるために進めることが大事なんですから。とにかくきょうの段階で今のここの1つの事業が今どの段階にあるのか。それを出していただきたい。公営住宅、漁港関係、農業関係、復興に関する全ての事業の今の進捗状況、出せないですかね。難しいですか、出すの。

○委員長（西條栄福君） 今の質問。復興事業推進課長。今の含めて。

○復興事業推進課長（及川 明君） 先ほどの議会の中でもどういう状況なのかというところはお質問ありましたので、現時点でというのはなかなか難しいんですが、近いうちに出したいと思っています。

○委員長（西條栄福君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 震災復興計画の全体の管理に関することですので、ご指摘のとおり一定の現時点での事業の進捗状況は、当然執行部でも把握しておく必要があります。

現在、来年度の予算編成に向けていろいろヒアリングもしている最中ですので、

できるだけ基本的な事業につきましては当然一覧表にまとめてあるんですけども、なかなかそれも今きちんとした形で説明できるような資料でございませんので、もう少し委員各位にわかりやすいような状況でもう1回編集し直しまして、次回の機会あるときにお示しできるように手配したいと思っております。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 ぜひ早目に。何せこの震災の特別委員会、1カ月に1回開かれるか開かれないかわからないような状態で今いるものですから。本来ならこれを委員会なんか1週間あるいは10日に一遍ぐらいずつ開いて、その状況をこっちも確認したいわけですけども、何か1カ月に一遍ようやく開かれるような状況ですのでできるだけ早く、議会がなくてもいいですから資料ができれば配付してください。我々、聞かれているんですから、住民の方々に。我々もわからないんだから。議員さん、わからないんですかと語られて困るんです。その資料を早く出していただきたいと思います。

それから、買い取りの関係ですけども、これは公表といいますか標準価格が出されて我々にも資料配付になったんですが、個別ごとの事案ありますよね。代表とか標準的なことで。それを地権者の方に役場が直接交渉するのも地区によってずれが出てきているわけですよね。ずれがあるわけです。一斉にやるわけじゃないでしょうから。その時期がいつごろになるのかです。その地権者の方が、うちでは買い取ってもらえる単価はこれぐらいだと、あるいは文書を出してその交渉をする期日というのが出てくるんでしょうから、それが大体いつごろになるのか。地区によって違うのであれば、どっちが早くてどこの地区がおくれるのか。そこまで行かない、それも時間かかってくると思うんだな、今度は地権者の方との契約ですから。だから、その辺も早目にやらなければちょっとまずいのかなという感じもするんです。いろいろ問題が今出てきていますから。最初は売ろうと思ったんだけど、やめたという人も出てくるだろうし、全体的な整備の計画も変わってくるだろうし、その辺を急がなければならないんです。だから、その個人別の買い取りの交渉というかお話し合いはいつになるのか。具体的に。どの地区が早くてどの地区がおくれるのか。その辺。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課参事。

○復興事業推進課参事（佐藤孝志君） 移転元の買い取りにつきましては、先ほどもちょっとお話ししましたが、1月25日ではありますととりあえず33件50筆を個人宛てにお送りしております。早い方ですと、もう買っていただきたいということで申込書が提出されております。それで、今週あと30筆程度また来ておりますので、それを精査、点検いたしまして、今週に再度買

い取り希望者宛てに通知する予定にしております。

現在のところ、特に買い取り通知を差し上げていますのは、市街地の部分をやっております。河川とか国土関係の事業の関係も買い取りの急いでお願いされたいということでのお話もございますので、とりあえず町の中の買い取り通知を差し上げている状況で、今後随時各個別の成果が出てきますので、来次第、1週間に一度、金曜日になろうかと思うんですが、買い取り希望者宛てに出てきた成果に基づいて、ご通知を差し上げたいと考えております。それで、2月4日から3月上旬にかけてそういう単価について合意いただける方と契約会を予定するという手はずで進んでいきたいと思っております。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 3月上旬までは全筆、全地区、全箇所は大体完了する予定ですか。その個別の契約といいますか買い取り価格の交渉といいますか。その上旬をめどに進めていくということですね、2月4日から。それで3月上旬までには大体皆終わると。その辺どうなの。だから、おくらしているところは何が問題でおくらしているのか。いつごろになるのか。市街地が優先されてやっているということですがけれども、では市街地でないところはいつなの。当てにならないというか、いつごろになるのか。結局、売りたいという方、うちの土地幾らだろうという方、実際のところ標準価格は出ているんだけど実際には何ぼなんだろうと。ほかから見ると条件がいいよと。道路のそばだとかいろいろあるわけだ。だから、はっきりした数字が、金額がわからなければという方もいるので、その辺のところを聞いているんですよ。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課参事。

○復興事業推進課参事（佐藤孝志君） 24年度として大体発送する予定になっている部分は、おおよそですけども700から1,000件ぐらいはご通知ができるのかなということで見込んでおります。引き続き25年度につきましても、4月上旬からそういうご通知を差し上げて買い取る予定にしております。全般的に市街地を中心に現在、成果品も納品されておりますが、いずれ藤浜、寄木、葦の浜地区につきましても、早目に買い取りの申し出の提出をされておりますので、その辺も含めて早期に契約会含めて買い取りができるような手続で今後進んでまいりたいと考えております。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 これは24年度分で700件から1,000件のが3月上旬までにやると。残りは25年度の事業だということ、それがいつまでやるのということだ。大体目安として。だから、その辺なんだね。当てはないか。見通しがつかないか。全部終わるまで、交渉して全部買い取りある

いは買い取らないかどうのこのというのは、最終的にいつごろまでに終わる予定なんですか。それも見通しないのかな。この進捗状況だね。土地の買い取りの進捗状況。どの地区がおくれるのか。そのおくれる理由というか、折り合いがつかないのか、単価が安いからなのか、どうなのかというその理由も含めて。

それから、委員長、これ本日提出されたもの以外でもいいんですね。復興に関する、特にこれまで説明受けた。

○委員長（西條栄福君） それは一応、このことに対して質疑していただきまして、あとはその他でひとつお願いしたいと思います。（「その他でね」の声あり）復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 買い取りの部分ですが、2,000件ほど申し出件数があると。その中で1,000件は年度内に処理をすると。引き続き残った1,000件については来年度に、4月から対応をしていく状況下にあります。ただ、買い取り申出書、第1弾ということで集中的に受け付けましたが、いずれ先ほども申し上げましたが、集団移転の事業は27年度までですので、今後も引き続き少しずつそういったものも出てくるのかと思います。そういったのはその都度対応していくという状況にあります。

○委員長（西條栄福君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 前者、前々者に類するのでございますが、このやはり防集の事業の進捗、あるいは個別、あるいはその他、いろいろな復興事業の進捗状況は我々も当然必要ではございますが、我々よりも被災者が一つの今後の復旧復興の目安として強く求めているわけです。これが常に大枠で何年先、かんねん先という説明の仕方では計画が立たない。そのことによって、当てにならないからほかに行くという方もあるわけです。ですから、ここまで今月中に全部の国から承認をいただいたと。承認をいただいたということは予算も当然来ることでしょうから、ですからもう少し対象者が計画を立てられるような、もう少し絞り込んだ進捗状況をぜひ、せっかく、たびたび変わることによって説明、明示するべきだろうと思います。これが一つのいろいろな町外移転とかそういう面においての波及効果ということにも関連するのではなかろうかと思います。

それで、こうしてマラソンのスタートみたいに一斉に造成事業がスタートして土地の条件等々で完了は多分まちまちになろうかと思いますが、当然建設ラッシュというものが来るのかなと。そういう場合に、普通の建設ラッシュではありませんので災害による建設ラッシュでありますので、そういう場合にいっぱい建設会社が混み合って建設がおくれると。そういう中で、それこそ言葉は悪いんですが、あと何年も生きられないのにはっばと家建てられないとい

う方も出てくるのではなかろうかと思うんですが、そういう場合に町としてどのような支援と
いますか、お手伝いといますか、そういう考えがあるのかなのか、その辺をお聞かせ願
いたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 明確なスケジュールという部分でございますが、先ほどお
話ししましたが、これまでもまちづくりニュースの中でいつからこの地区は建築工事が
始められますという資料はお出ししておりますので、そういった中で現在の状況でどうなんだ
というところになりますと、先ほども申し上げましたが、その当時住民に情報をお出したの
とは若干ずれが出てきているという部分は、今後早い段階でまたお示しする機会を設けていき
たいと考えております。

それと、建設ラッシュに伴ってなかなか建てられない方への支援というお話でございました
けれども、集団移転そのものの事業が27年度までということで、当然そこまでに全ての団地で
造成工事を終わらせるというのが一つの目標ではございますが、その後個人の住宅建設を速や
かに行っていただくというのが町からの説明事項でございます。そういった中で業者がなか
な見つかからないといった特殊な事情を勘案して、そういう際はいずれ事業期間の延長、いわ
ゆる住宅建設に対する補助の部分といったのは国のほうに当然訴えていかなければならぬと考
えております。

○委員長（西條栄福君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 予定の計画のずれとかそういうものを云々と言っているわけではないんです。
おくれたらおくれたでもいいんです。ただ、明確にいつそれまでやりますとか、このくらいなら
うちを建てていいですと、そういうことを月に1回だかなんかに出すのではなく、いろいろな
説明会とかいろいろな住民との接触があるはずだから、そういうときにはやっぱりサービスと
して、理解を求める意味においてもやっぱり説明するべきではないのかなと思います。

それから、建設に対して町のかかわりということなんですが、これは別に事業延長ではなく
て、建設会社が見つからないと、どこもいっばいとそういう事態が生じたときに、町として
例えば町が窓口でも開いて建設会社を紹介するとか、そういうことを言っているんです。でき
るものであればです。だから、さっき言ったようにただの建設ラッシュではないので、災害に
よる建設ラッシュですので、町がかかわるラインというのものもある程度あると思いますが、一定
程度のライン、踏み越えても差し支えないところまで踏み込んでやっぱり町民のためにやって
やる必要も出てくるのかなと思います。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） そのスケジュールについては、当然、今説明会の中では現場ではいわゆる造成工事の終了目標という部分は示させて説明会をやっております。ですので、各団地においてそういった合意形成の突っ込んできた話、いわゆる終了段階においては当然そういった説明は各団地ごとにやらせていただいております。

それと、2つ目についてはちょっと質問の内容を勘違いした答弁でございました。いずれ行政でどれぐらいできるかも検討しなければなりません、地元の工務店あるいはハウスメーカーさんも巻き込んだ上で住まいづくりの相談会みたいなものは25年度、本格的に深刻化しますので、そういったのはちょっと検討させていただきたいと考えております。

○委員長（西條栄福君） ほかに。鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 2つほど聞かせていただきたいと思います。

今回提示されたこの移転先の販売価格とそれから集団防災移転事業計画書の中に入谷地域のこと載っていない、被災地で。どういうためか。これが1点。

それから、もう一つはこの標準価格ということでございますけれども、これは震災前の要するに土地評価基準に合わせた買い取り価格になっているのか。それとは別個に買い取り価格は震災後の評価によって買い上げたものかどうか。この辺、聞かせてください。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課参事。

○復興事業推進課参事（佐藤孝志君） きょう、色のついた紙を配付しております移転元の買い取り価格ということで、これは被災を受けた土地の価格でございまして、そのために入谷地区がちょっと載っていないということで、新たに高台移転等で購入あるいは災害公営住宅で購入部分については、個別事案として土地を評価しまして買い取りをしている状況にございます。

2点目の震災前の価格で買い取りなのか、震災後の価格でというお話でしたけれども、改めて評価する時点においては、震災後改めて評価し直ししまして買い取りする価格ということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 課長、震災を受けた土地を対象として計上しているのだということだけでも、入谷地域で震災を受けたところがなかったですか。

それから、震災前の標準価格に合わせた買い上げという理解でいいですか。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課参事。

○復興事業推進課参事（佐藤孝志君） きょう、色のついたお出しした部分につきましては…

…。済みません。基本とすればきょうお出しになっている部分、標準地とそれから代表標準地でございますので、もし入谷地区で浸水を受けた土地の買い取り等があった場合に関しては、この代表標準地もしくは標準地から比準した価格で購入することになってまいります。あくまでもこれは標準地としての価格の形成になりますので、この価格から比準して最終的なその土地の価格を比準して土地の評価をいたしまして、その価格で買い取りをするという形になってまいります。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 最初に、被災を受けた土地を対象として本日資料は提示しているのだというお答えでしたから、入谷地域においては被災を受けたところがなかったのですかとお尋ねしたんです。そう言いますのは、入谷地域にもたしか私の記憶の中では家屋で10戸ぐらいは被害対象になっておったと記憶しておりますし、それから田畑については何町歩というぐらい被災された状況があるはずです。それをお尋ねしたいんです。でありますから、ここに当然被災を受けた土地も知らせておかなければならないということであれば、当然そういう数字的なものが明示されてしかるべきだろうと思ったわけでございます。

それから、さらに算定基準、つまり買い取り価格算定基準は何をもって算定したのか、こういう数字が出てきたのかというお尋ねをしたわけでございますけれども、それは比準しているという表現をしているようでございますけれども、これをもう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 被災をという表現が誤解をちょっと生んでいるのかなという部分はありますが、あくまでも災害危険区域に指定された中である。そこが防災集団移転事業の対象区域でございまして、その内部については買い取りの申し出により買い取りができるということでございますので、一般的に地形的条件といったところで地震の被害を受けたところにつきましては、災害危険区域の指定というのは今回はされておりませんので、買い取りの対象区域にはなってございませんので、そういったところでご理解いただきたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課参事。

○復興事業推進課参事（佐藤孝志君） 比準という言葉の意味ですが、代表標準地の価格を決定した場合、そこから標準地、次の点のところをどれぐらいの格差があるかということ不動産鑑定士の意見を聞いて改めて比べる手法を比準という形でご理解いただければと思います。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 どうも納得がいけないんですけども、課長、なにでないですか。大船地域になるんですけども、その被災地を被災地と認定してその補償はされてあるんですよ。であるけれども、災害の危険区域になっていないから今回の表には載せなかったという理解の仕方でもいいですか。であるならば、そこもやっぱり、これを見ますと入谷の被災地は1件もなかったのかなと単純に思うんじゃないですか。どうなんです。そういうことをやっぱり、平等な扱い方を私はすべきではないかなと思ったものですからこの質問したわけでございます。

それと、災害比準、比較、検討したんだということなんですけれども、作物もつukられないような復興状態で現在田畑があるわけだ。それでありながら、なぜ被災地として認定をしておかないのか。あるいは、危険区域から除外してあるからということとはわかるんですけども、そうであつたらここにもやはり被害を受けた地域としてここさ明示していたっていいじゃないですか。そういうふうにただし書きをして、ただし被災地は危険区域から除外されていないので対象にはなりますと書いておけば。そういうことができないんですかということをお尋ねしたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 図面の見方、読み方の問題だと思います。いずれ、災害危険区域の図面をこれにかぶせて出せばなおわかりやすかったのかなと思いますが、いずれにしても災害危険区域内のあくまでも防災集団移転事業の買い取り事業であるということでございますので、災害危険区域に設定されていない土地につきましては買い取りの対象の区域からは外れているというところでございます。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 その危険区域から除外してあるということとはわかるんです。わかるんですけども、今一番恐怖感を感じているのは地震があるたびに恐怖感を感じているのは大船の区民なんですよ。今度、避難所をつくってくださいということを地域議員に要望しているんですよ。そういうところをなぜ被災を受けた地域として上げておかないかということなんです。今、地震があるたびに何キロと避難しているそうです。大きな地震。そういう状況を踏まえての質問でございますから、こういうことも十分記憶にとどめておいていただいて、ぜひ今回の資料はこれでよいとしてもこの次からは入谷地域もどうぞ救ってくださいよ。救ってください。入谷地域に住んでいる住民も救ってください。私たちは要望されているんですから。そういうふうな危機感や不安感を感じているのが大船の被災を受けた住民ならず行政区なんですよ。ぜひその

辺をお願いしたいと思います。もう1回、答弁。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 今回の防災集団移転事業は主に津波による被災を受けた地域の救済措置ということですが、大船が仮に今回の震災によって地震で土砂崩れがあったりそういった部分でもしなっているのであれば、当然災害危険区域の指定とともに集団移転という事業も検討しなければならないのかなと思います。実例として仙台市で住宅団地で土砂崩れによって危険住宅という扱いにさらされている地域についても、集団移転の対象となっておりますので、現にそういった状況が勘案できるのであればそういったことも可能なのかなと思います。いずれ、防災集団移転促進事業という事業の中で行っているものでございますので、そういった部分をご理解いただきたいと思います。

○委員長（西條栄福君） そのほか質疑はございませんか。小山幸七委員。

○小山幸七委員 9番小山です。

宅地の買い上げです。被災されたところのそのお金がいつ支払いして、所有権の移転はいつごろになるんですか。その目安として。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課参事。

○復興事業推進課参事（佐藤孝志君） 本年度買い取りする部分につきましては、年度内を目標に作業する予定でございます。3月8日まで契約会を開催し、所有権等移転登記等を委託している業者含めて鋭意努力しまして年度内に、受け付けした分に関しては年内を目標に支払いする予定で準備を進めておるところでございます。

○委員長（西條栄福君） 小山幸七委員。

○小山幸七委員 その所有権の移転はそれからどれぐらいかかるんですか。というのは、各地区によって現在養殖漁業をするのにその被災された土地をその方から借りて砂利を置く、あるいはそこを道路のような状況で走っている、あるいは何か作業をするときに使っている。実際にまだ買い上げていないので、そういう土地であっても所有者に断ってやらないといろいろな支障が出ているような感じなんです。それで、わかって短期間にすぐ買い上げるのであれば、例えば三陸道の用地なんかも何カ月も前に支払っておりますし、建設業の先ほども言っておられましたけれども、入札してその翌日に手切れ金あるいはその補償金を支払ってそれから始まるのが1カ月、2カ月後なんですよね。それを考えると、やはり宅地を100%買い上げるのであれば、一、二カ月早くともその支払いをして、あとは手続は後になってもその人の権利というものを、もうこれで宅地は買い上げたんだからまだ登記はしていないけれどもこれは国のもの

の、あるいは町のものということになればその所有者も納得すると思われるんですけども、そのところがなかなか個人対個人になると難しいところがあるのでできれば早くそういうところを処理してもらいたい。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課参事。

○復興事業推進課参事（佐藤孝志君） 被災した住宅の買い取りまでの流れでもちょっとお話ししましたが、随時買い取りの可否の通知に関しては当方でも送らせていただいて、承諾をされた方に関しては買い取りを申込書をして土地売買契約を締結することになります。締結したことによって所有権登記の関係書類の登記をいただきまして、随時こちらで登記したものについては代金をお支払いするという事務手続になります。ですから、早目にこの通知が行かれて現在相続がない方につきましては、随時こちらのほうでもそういう手続を進めてまいりたいと考えておりますが、ただ相続登記あるいは抵当権等の抹消等されていない方につきましては、ご本人でその辺の事務手続も伴いますので、それをした後でないでちょっと契約ができませんので、その辺を進めていただきたいと思います。その後に契約をしてその所要の手続を進める形に考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（西條栄福君） 小山幸七委員。

○小山幸七委員 であれば、なお早目にできる限りやっていただきたいと思います。以上です。

○委員長（西條栄福君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 12月定例会終わってから結果が出たかどうか、その辺を聞きたいと思うんですけども、志津川市街地において6メートルのかさ上げ、この辺が1ヘクタール当たり40人の夜間住まないとかさ上げの復興交付金が出ないと。この辺がどうなったかお聞かせください。

あと、記念公園の管理という面で国から自治体で管理できないからもうちょっと狭くしたほうがいいんじゃないかという点に関してそういった動きはあったのか。

あと、震災瓦れきが予定どおり戸倉の第2瓦れき処理……。

○委員長（西條栄福君） 千葉委員、ちょっとお待ちください。先ほど説明のあったこの2項目についてとりあえず質問をお願いしたいということにしておりますので、よろしく願いします。

○千葉伸孝委員 ほか、だめなんですか。

○委員長（西條栄福君） その他でということをお願いしたいと思います。今まだ先ほどの集団移転と買収価格ということで審議しておりますので、そちらのほうでお願いします。

○千葉伸孝委員 質問ですね。その他なので、結局、特別……まだ入っていない。失礼しまし

た。もう一度。その他ということだったのでその他に。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、防災集団移転促進事業の状況についてと移転元の買収価格についての質疑を終わります。

そのほか、その他として確認したいことがあれば伺ってください。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 質問ですが、確認です。

志津川市街地におけるかさ上げ6メートル、これが今の時点でどんなふうに変化したか。あと、記念公園の部分です。縮小ということだったので、それがどこまでどんなふうな形で進んでいるのか。

あと、町内の震災瓦れきに関しては戸倉の第2瓦れき処理場で25年度のうちに処分が終わると。その反面、志津川市街地、あと全部の市街地における基礎瓦れきが改めてまた積まれているという状況ですが、この今病院、あと病院跡地の脇のほうとか、戸倉の小学校跡地、あの辺の瓦れきが私が見ている範囲ではその辺があるんですが、その部分というのは今後瓦れき撤去に当たっての震災の何%ぐらいが今ああして積まれているのか。

もう1点、最後なんですけれども、先月の新聞に大型スーパーの出店が町のほうに出店願の件が出されたと載っていましたが、その辺の経緯をお知らせください。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 土地区画整理事業におけますかさ上げの考え方ということでございますけれども、従来、議員ご質問にありましたとおり40人パー・ヘクタール、1ヘクタールに40人の夜間人口がいなくなかなかかさ上げ事業が難しいということで、制度の壁がございました。町としましては、どうしても現在の市街地の復興の計画を見る上で、前面は防潮堤、両側が2級河川の護岸ということで、いわゆる堀に囲まれた市街地ということをまず懸念するのと、もう一つにこれまでも悩まされてきましたけれども、内水の排除、排水について含めて国土交通省と考え方の整理をこれまで延々とさせていただいてきた経緯がございます。その結果、国土交通省も内水排除するためのまず一つの方策とすれば、ポンプアップ費用、ポンプアップする設備、それとかかさ上げ費用、それを比較対象を町でさせていただいて説明をした結果、高台の掘削した残土を有効利用するほうが非常に安価であるという整理が一応つきましたので、まだ正式にどこまで細かい部分は決定しておりませんが、考え方の方向性とすればおおむね理解をされたという状況にありますので、町としても高台の土を市街地に有効活用するという事業に向けての町の負担がなくなるということで進められるという方向になったので、まずは安心ではございませんが、事業化に向けて進捗が図られているという状況でござい

ます。

それと、八幡川右岸側、八幡川西側の記念公園区域につきましては、国土交通省からも都市公園としての採択要件の中で一時避難所であることあるいは広域的避難所であること、そういったことも踏まえて24ヘクタールが非常に大きいのではないかとということをお求められております。そのことで、内部でも公園のあり方について今検討しております、来月の上旬に開催されます志津川のまち協の公園部会に複数案、2案ぐらいになるかと思うんですが、たたき台を持って住民と意見を調整しながら今後事業化に向けて進めていきたいと考えております。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、瓦れきの撤去状況についてお知らせをさせていただきたいと思っております。

本日までの集計はございませんが、昨年12月いっぱいまでの実績を申し上げますと、申し込みいただいた約42%の瓦れきの撤去が終了したものと捉えております。ただ、これは取り壊しを行って集積所に集めた数字でございますので、実際に取り壊しのほうはかなりの部分が終了しているんじゃないかと思っております。まだ、これは推定でございますが、多分今月1月末日までには6割が集積所に集積されるものと思っておりますし、今のところ3月いっぱいまででの事業を終わりたいと思っております。

なお、まだ基礎撤去の申し込みをされていない方もあるようでございますので、それにつきましては、2月1日付の広報の中で2月15日まで申し込みいただきたいということでお知らせはしたいと考えております。よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 大変失礼しました。

昨年来、スーパーの出店につきましてはいろいろご相談を受けているところでございます。ただ、復興の都市計画道路との兼ね合いがまだございまして、スーパーさんの思っている面積を確保してそこに建てられるかということでもまだお互いに折り合いがつかないといえますか、そういう状況でございます。

○委員長（西條栄福君） 千葉委員、ちょっとお待ちください。

お諮りしたいと思います。間もなく4時を報ぜんとしておりますけれども、時間延長をしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） 異議なしと認めます。そのように取り計らせていただきます。千葉伸

孝委員。

○千葉伸孝委員　そうすると、今の復興推進課長の説明ですと、高台の土を埋める部分と排水の経費的な面を考えれば大体6メートルのかさ上げの従来の方向で進むという判断でよろしいですか。（「はい」の声あり）なぜこれを聞くかという、なかなか市街地において店を出したいとか、商店用地でもって店を出したいという要望を持っている商店主さんがいるんですけども、原則として6メートルのかさ上げがなかったら私はそこに移りたくないという話も聞きましたので、ぜひ最初に、職住分離と町長が唱えたようにその辺は志津川市街地においては6メートルのかさ上げで進めていってもらいたいと思います。

あと、公園用地については基本的にまだまちづくり協議会の公園部会のほうをたたき台にして今後いろいろ相談していくということなので、その辺をじっくり検討してもらって。記念公園としての慰霊塔、その辺も早くそっちに整備してほしいという住民の声もありますので、その辺もぜひ記念公園部会で積極的な町民の考えをぜひ吸い上げて町にはもらいたいと思います。

あと、基礎瓦れきの分なんですけど、あれで42%と言っていましたけど、私はそんなものかなという形で思っています。もう一部でしかないように思えて、水門の壊れた部分、あの部分も私は瓦れきと捉えています。志津川漁港ですか、あれにある大きな水門も瓦れきと捉えていて、あの辺も結局処分をしないではいけないのかなと。そう考えると、まだまだああやって野積みしてどんどん高くなっていくのかなと。それなれ心配するかというと、駅前の道路いっばいに病院の脇の基礎瓦れきが積まれています。瓦れきの落石ですかね。何か聞くところによると、事故も発生したんじゃないかというような話も聞いています。やっぱり通行の危険とか、そこでまた何かが起こることは工事としておくれると思います。私の思うには、県の合同庁舎が解体され破砕されました。あれは解体と破砕を同時にやっていました。しかし、志津川の基礎瓦れきに関しては破砕が行われません。この辺の不思議を思います。瓦れき運搬と破砕、それを一挙にやってその破砕したものをやっぱり市街地の、結局大潮とか海水が上がったときの埋め立てに使うべきだと思います。そのいい例が南町ですか。あそこを大体30センチ、50センチとかさ上げされて、海のほうに行ける道路があそこでできました。単純なことなんですけれども、そういったことが町では考えられないのか、できないかと思います。その辺、もう一度お願いしたいと思います。

あと、大型スーパーの件なんですけど、このスーパーさんにおいては入谷地区にできる。歌津にもできる。そういううわさがどんどん立っているんですけども、なかなか現実的には進ま

ない。町民にとっては、今近隣の気仙沼、石巻、佐沼、その辺に自家用車で買い物しています。そういった中でガソリンの高騰、時間、危険、いろいろな面を含めれば、やっぱり住民の要望としてそういったスーパーの必要性というのはあるのではないかなと思うんですが、ただ今建設課長の言うのには志津川市街地の3地区の横断道路ということなんですが、その辺は幾らでも調整がつくのではないかなと私は思います。その辺はつくり方次第だと思います。その辺、何とか対策として考えられないでしょうか。ちょっとルートを変えただけでも、そのスーパーさんがすぐできるような状況でしたらば、私はやっぱり住民の買い物弱者救済ということを考えれば、早く建てて住民負担を減らすべきと思いますが、この辺、もう1回お願いします。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 市街地のかさ上げの部分なんですが、先ほどちょっと委員のほうから6メートルという話が出たので、そこは今当方で考えているのは平均のかさ上げ高が4メートルで国交省と調整をしております。いずれ、その方向性がもう少し明確になった段階で住民にもかさ上げ高さ、現場も含めてなんですが、お示しする機会を設けたいと思っております。なお、この問題は当町だけの問題ではなく、宮城県であれば同じような地形条件である女川町、岩手のほうに行けば陸前高田市も同じように内水の排除を考慮した造成高という部分を今検討しております、国の考えもそういった方向であればというところで整理はついてきているという状況でございます。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、瓦れきについて私からご説明を申し上げたいと思います。

質問の中にありました漁港に関する瓦れきと申しますか。防潮堤であったり水門の部分でございますが、基本的にあれは町で片づけるものではなくて、管理者が県でございますので県のほうで漁港の災害復旧事業という形で撤去する予定でございます。

同じく町で管理している漁港についても、そこで発生するものについては漁港の災害復旧事業で片づけるということでございますので、当町で建設課で担当しておりますのが建物の基礎のみでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。そういう意味で4割なり6割という数字を申し上げているところでございます。

それから、破碎した際、コンクリートがらの利用の件でございますけれども、本来は委員おっしゃるように入括した一連の作業ということで一番スピーディーに行くのかなと私は思うん

んですけども、ただ今システム上、町は一次瓦れきに集積するところまでの業務を行い、そこから先は県で委託をしている業者が行うということになっておりますので、大変その辺はスピード感がないんじゃないかというお話なんですが、そこはちょっと制度的な問題がございますのでご理解をいただければと思います。

それから、スーパーの件でございますが、大変私も都市計画道路の決定する部分には入っておりませんし、いろいろご相談を申し上げたんですが、なかなか既に都市計画が決定されている分でございます。それを変更するというのは、なかなかその前後の兼ね合いもございまして難しいという回答をいただいているところでございます。

○委員長（西條栄福君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 志津川市街地、4メートル、それでも早く前に進むような状況でしたらば、町民の理解は得られると思います。一日も早い、高台移転も含めて市街地計画とかその辺もぜひ早く進めていただきたいと思います。

基礎瓦れきの分は町で撤去で、その後の分は県というので県と連携して早目に破砕して活用できるような方向にできれば、連携で一体で持って行ってもらいたいと思います。

このスーパーの件なんですが、とりあえず住民の人たちはやっぱり買い物するのにも生活が苦しい中で、今お金をそこで無駄に使うことはきょうも大事なことです。高台移転への住宅再建の経費をそこで使ってしまうということが、私は今一番大きい町民にとってのマイナスの部分だと思います。そういった分からも、ガソリンで毎週末になると隣の町まで行ってきて入れてきて、そうすると大体4時間、そして今度はあっちでご飯を食べてきてとか、そうするとまた経費がかかるといった面があります。今、ことしは雪が多くて交通も私は大いに危険だと思います。そういった住民の危険を妨げるような機会をつくらないことも行政の一つの住民サービスとしてすべきことだと思います。

この間、県の議員団が来て町の議会と交流しました。そういった中で県の合同庁舎、解体されました。町から要望されたら、その辺は町民さんがプラスになるような方向でその土地を活用してもらっていいですという話も出ました。ぜひ、この買い物弱者、本当に行けない人たち、そして今なかなか高台に車で日用品を持っていても値段が高いとか、なかなか志津川仮設商店街においても多くの店はあるんですが、なかなかその辺が値段的な面とか、買うものがないとか、選べないとかいろいろな状況もありますので、やっぱり今後大型スーパー、量販店が来ますので、その店と志津川仮設商店街の相乗効果が得られれば、住民の人たち、商店もプラスになると思うので、この辺はぜひ何とか町長の理解のもとでぜひ進めてほしいと思いま

す。終わります。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 1つ目は、前の特別委員会でも委員の方々からいろいろな要望も出た内容なんです。水道の工事費です。町独自の支援策として事業費、限度額200万円の2分の1の補助金、要するに100万円は水道の工事費として出すということになっておりますけれども、その距離の関係で、それから場所の関係でその額では済まない箇所が結構あるわけなんです。それに対する町の支援とすれば100万円出すんだということになるんですが、政府といいますか、国からの支援を今後していただけるような要望活動は町として行うのかどうかですね。その辺の確認をしていただきたい。あるいは、町がそれ以上支援をするので復興交付金として国から交付をしていただきたいという請願、陳情、要望を復興庁にやるべきではないかなという感じがいたしております。

ご案内のとおり防集であれば給水、配水の件は全て整備をして販売するわけですね。だったら防集に行ったほうがいいのではないかというお話があるんですが、先ほどもどなたか同僚委員言うておりますようにさっぱりいつ防集で家が建つか先行きが不透明だと。5年後になるのか、3年後になるのか。とても待ってられないと。そうしますと、土地のある方は自分の土地を造成してそこにうちを建てたい。あるいは土地のない方は地権者から買い取りをして造成をして建てたい。自立再建といいますか、そういう方が出てきているわけです。と言いますのも、高台移転が1年後、2年後には確実に建てられますよという目安があれば、そこまでなくていいわけですから。経費をかけてやる必要はないんですが、しかし先行きが見えない状況の中で、やはり一日も早く仮設住宅を出たいという方々がいるわけですね。そういった方々に対しても、防集と同じような支援を町としてするべきではないかなという思いがするわけです。皆さん、同じ被災民でありますから、防集に行く人だけが被災者ではありません。自立再建する方も同じ被災者でありますので、それは平等に扱う必要があるかとも思うんです。その辺の国に対しての要望活動。先ほど町長、お話がありました。復興に向けた制度にしてほしいと。今は制度に基づいての復興だと。この水道の事業に関することも今制度がそうなっているからということではなく、やはり明るい未来を見られるような町としての役割、仕事はしなくてはならないのではないかなという思いがするので、その辺の関係をお聞かせいただきたいと思っております。

それから第2点目ですが、復興に関するということに関係するかどうか、ちょっとずれるかもしれませんが、先般テレビを見ていましたら、石巻市が福祉避難所とでもいうんですかね。

要するに、介護を必要とする方々が非常時、地震、今後ですね。津波あるいは原発事故で避難をしなければならないときに、その介護を受けなければならない方々の避難所を登米市それから美里町に避難民を優先して受け入れてもらう協定書を結んだんですね。それが19団体、法人ですけれども、19法人の26施設ともう既に協定を結んだと。有事の際にはそちらに優先して入居させると、面倒を見てもらうという先を見通した行動に今出ているわけです。さてさて、我が町はどうなっているのかなということなんですね。ですから、この辺のところも復興も大事であります、この次の震災がいつ起きるかわからないわけですから、そういったことも今回の震災を踏まえて進めていくことが大事ではないかという思いがしましたので、その辺のところの考え方、お聞かせいただきたいと思います。

それから、委員長、けさほど議運あるいは皆さんでの協議の中で、病院関係のこともその他でということを一括して質問にしたいと思いますが、先般協議会でこの策定委員会の基本計画素案が出されましたよね。ざっと説明を受けたんですが、その中で時間がない関係でお2人の委員の方々からの質問で終わってしまったんですが、私もこの素案を全部読ませていただきまして、あくまでも素案ということで実際にはこれからなんでしょうけれども、この基本理念ですね。信頼され、親しまれる病院を目指すという基本理念を見ると、このやり方で果たして信頼を受ける病院建設なのかなという疑問をしたわけです。目的は町民のためなんですね。新しい病院を建設するというのは町民のためにやるわけです。その審査会の中で、透析施設をして透析患者を救うのは不可欠であるとうわたれているんです。ところが、この新しい病院をつくるに至ってはそれもやれるかやれないか、今の段階でわからないというお話だったんですよね。ですから、その透析治療をできるためにはどのような手段を講じるのか。従来やってきた手段ではないわけですから、新しい手法を考えなければならないわけです。どのようなことを考えているのか。透析患者を治療する設備が整わなくても病院を建設するのかどうか。不可欠だと言っているんですから、策定委員会で。策定委員会のお話を無視して建設するのでは、策定委員会いらないんですよ。私はそう思うんです。

これから10年後、20年後、30年後の計画、こう出しているんですが、30年後に住民の人口も半分になる。これは今の段階での計画案の素案だと思うんですよね。30年後に半分になる。そうしますと、患者数もかなり減るわけです。現在の患者の動向を見ると、志津川病院にきている患者数は全体の、これ国保ですかね、大体三十数パーセントの患者さんなんですよ。あとは登米、あるいは気仙沼、石巻のほうへ患者さんが行かれているわけですから。町民のための病院である。患者さんのための病院でもありますが、町民のための病院ではなくてはならな

い。

そこでこの収支計画書を見ますと、年間1,300万円とかそれから28年度には1億8,000万円ですか。こう行って10年後にはまた10億円の累積赤字が出るという計画なんですよね。そこで、2億5,600万円の営業外収益、要するに町からの負担を出した後も1億数千万円の赤字が出るわけなんですよね、この計画書を見ると。すると、4億円近くのお金を毎年繰り出していかなければならないのかなということなんです。私は、自治体病院は、常々言っているんですが、一般会計の繰り出し、要するに足りない分だ。これは1億円ぐらいであれば私は良とします。しかし、3億円も4億円もということになりますと、果たして町民のためになるのかということです。財政がこれから非常に厳しくなってきます。今は1,000億円とか何ぼの災害予算がありますが、10年後には果たして震災前の70億円、80億円の予算で組まれるのかどうか。20年後には30億円とか、下手すると20億円になる可能性もあります。そのときに3億円、4億円の負担、一般会計からするといったら町はどうなりますか。町民のためになりますか。私はここは大きく見直さなければならぬと思います。患者さんのための病院もあるかもしれないが、町民のための病院なんです。病院のために町民が生きていけなくなったら大変です。私、それ心配しているんです。病院はなくてはなりません。自治体病院。特に今の病院はなくてはならないんです。しかし、要は規模と経営の内容に問題があるということです。考えていかなければならないのは、35か45の予算の中で3億、4億の1割の一般会計からの負担といったら大変ですよ。何も出ませんよ、事業はほかに。側溝は塞がったまま、融雪剤なんかまかれませんか。そっちこっち、事故。特に入谷地区なんかは大事故ですよ。それまでなんだか1号線が開業になればいいけれども、ちょっと無理でしょう。そこを心配しているんです。

医師の確保等いろいろあるんですね。その土地を買収するに当たって造成費がとか個人から買い入れる。いっぱい質問したいところがあるんです、この病院に関しては。きょうは4時過ぎてしまったから、この次の機会にまた詳しい質問するんですが、そこで町長、1つ提案なんですが、今公立志津川病院という名称ですよ。これも新しい病院になったときも同じ病院名にするお考えなのかどうか。以前、この件に関しましてどなたかが質問したときに、町長の答弁ですと公立志津川病院というのが昔から使われていたから大学の先生も非常にわかりやすいからいいんだというお話がございました。私それを聞いたときに、いい意味で残しておいたほうがいいのかという解釈で立てばいいんですが、従来この病院は志津川・歌津組合病院だったんです。それで組合病院ではなく公立病院とか、そして今は合併して志津川病院と。昔の志津

川・歌津組合病院時代のことを思い浮かべたのっしや。大学から見られる我が町の病院はいい印象で残っておるのかなど。私は余りいい印象として受けていないのではないかという思いがしているわけです。いろいろなこれまでの流れを見ますと。ですから、いいイメージでない名前はやめて、私はこの際、公立南三陸町病院なり南三陸病院、あるいは横文字で何でもいいんですけれども。とにかく志津川病院という名前は改名したほうがいいと思うんですが、どうお考えでしょうか。その辺のところ。随分長くなって、しゃべっているほうも何を質問したか忘れてしまったんですけども。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 長い質問でしたので簡明にお答えをさせていただきますが、先ほど1番目にお話しになりました水道関係、町独自でやっておりますので基本的に町民の方が伝直という制度でなくて、多分ですよ。我々これからやらなきゃならないのは、これまでこういう町とセーブしてやっていた。その制度に対して国としてそういう支援制度はないのかと、創設できないのかと含めたそういう交渉の仕方というか、要望の仕方というのは当然あるだろうと思います。いずれ、これからどういう展開をしていくのかということについては、改めて我々も戦略を練りながら考えていきたいと思います。

福祉、災害弱者といますか。うちの町も当時の災害のときに町内にある老健、特養の施設に大変お世話になった経緯がございますので、そういう施設に今ご指摘あったような部分についてのいわゆる協定というは当然必要だろうと思います。いずれ、町内ということではなくて、町外の被災を受けない地域においてのそういう場所については大変必要だろうと思っております。

それから透析の関係なんですが、事務長答弁しましたように実は透析の関係についてはいろいろ検討させていただきました。特に勤務医という形の中でお入りをいただくということがなかなか現状として厳しい。そういうのであるならば、例えば医療モールをつくって開業医の先生にその場所をお貸ししてお入りできないかということで、実は開業医の先生にも当たった経緯があります。しかしながら、開業医の先生についてはこれ以上広げるというのは実質的に自分の本館の病院についても、診療所についてもなかなかそちらが手が回らないということもございましたので、必要不可欠というふうにお書きになっておりますが、基本的には事務長お話ししましたように我々、透析のことについて諦めているわけではございません。透析のお医者さんの招聘ということについては、これからも取り組んでいきたいと思ってございます。ただ、その透析の部分ができないからこの計画だめだということではなくて、まず我々とすれ

ばやれる範囲はやっていきたいと思っております。ただ、最終的にどうにもならないという部分については、これはある意味その後も透析の先生の招聘ということについては継続して取り組まざるを得ないと思っております。

名称の問題については、名前が変わればどうなのかということについては改めて我々も検討はさせていただきたいと思っております。

○委員長（西條栄福君） 病院事務長。

○志津川病院事務長（横山孝明君） 計画の中の基本理念ということで1つ出ていましたけれども、基本理念についてはこういう格好で皆さんにご理解をいただきたいということでございますので、ある程度先ほど委員さんから言われたように町民のための病院、患者のための病院、確かにそのとおりでございますので、それに基づいてやっぱり病院経営をしていかなきゃいけないのかなとは考えます。理念としてここに策定委員の中で了承されたということでご理解をお願いしたいと思います。

それから、その透析の関係につきましても、前の全員協議会の中でも私お話ししましたとおり、じゃ透析を入れないで病院をつくっていいのかということでございますけれども、例えば病院が透析を入れなければつくれるのかという問題ではないかと思っておりますけれども、透析の部分例えば出てきた場合、増設もできるということになりますので、そういう格好で出てきたときに増設を考えてもいいのかなと思っております。というのは、前にも話しましたがけれども、つくっていて使わないほうが効率的に悪いのかなとは考えておりますので。というのは、前にお話ししましたがけれども栗原病院さん、新設のときに透析の施設をつくって医療機器も入れたということもございましてけれども、それが現在まで使われなくて今10年以上たちますけれどももうそれで終わってしまったという経過もありますので、透析のドクターが招聘できるという見込みがあってから計画をして増設をしてもいいのかなとは考えています。

それから患者数の関係ですけれども、確かに計画の中でも患者数、だんだん減ってくるというのは確かでございます。というのは、人口的にもそれだけ減ってくるし高齢化も出てくるということで、だんだんと患者は減るだろうという内容になっています。今回のプロポーザルの中でも、将来的に患者が減った場合の施設の利用方法もそういうのに盛り込んでいって、例えば一般病床が今40、それから療養が50ということになっておりますけれども、これを将来的に患者数が減ったときに、それをほかのものに転用するとかという施設的に広範囲に使えるような施設というのも考えざるを得ないのかなということでそういうお話もしておりますので、プロポーザルの中で建設の中で広範囲に使えるような、例えば簡単に改修ができるようなというよう

にも考えていきたいなと考えています。

それから、今2億5,000万円、確かに町から繰出金でもらってそれで震災前もやっていたと。今後も2億5,000万円を町での負担、難しくなる。確かに財政的にそういうことは考えられると思いますけれども、実際にそうするとどの辺まで医療を行うかというのにも検討していかないといけないのかなと思います。というのは、救急医療でどうしても今1億円ぐらいの負担が出ています。それに大分当町多いので非常勤下の場合につきましては、それで黒字になるという内容でございませぬので、そういう不採算部門をそれではどうするのかというのにも検討しなければいけないのかなと考えています。確かに、企業経営なので自分のところの収入で費用を補っていくというのが基本的な経営状況なので、それについては今後そういう健全な経営のあり方というのは将来的にも検討しなければいけないのかなという内容でございませぬ。

ほかに、私もメモしたんですけどもまだ質問のところがあるのかもしれないですけども、一応今メモした内容での回答が今のような状況ですので、不足の部分があればまた回答したいと思います。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 その水道の事業費の支援、国からの支援を含めましてこれからぜひ申し入れをしていただきまして、必ずや防集と同じぐらいの設備が交付金でできるようにやっていただきたい。その際、国が決定する前に事前着工という言葉になるかもしれませんが、それも全て含んでもらえるように、国が制度的に決定する前に工事をやった方々についても対象になるように、ひとつその辺もつけ加えながら働いていただきたいと思います。

ちなみに隣の市なんですけど、公道に布設する、要するに本管という言葉は当てはまらないかもしれませんが、きょうは水道課の課長、所長来ていないからだけれども、材料と配管する人件費は市が負担すると。それから、開削、土を掘って設置して埋め戻すのは業者がやるということで今進めています。それを計算しますと、我が町では100万円、それ以上になるんです。それは市の独自の支援策、あるいは国からそれを交付金としてもらう予定があるのかどうかちょっとわかりませんが、そういうところもありますので、我々は町独自の支援等もよその町からおくれをとらないようにやっていただきたいと思います。

それから2点目の福祉避難所なんですけど、町内の施設あるわけなんです。その町内の介護を必要とする方々がそこに全て入ることができるのであればいいんですが、それだって協定を結ばなければならない。しかし、石巻さんは市内の施設では足りないから登米市それから美里町にお願いをしてもう19団体、26施設と協定書を結んでいるんです。優先してそういった方々を受け

入れてもらえるように。私どももまだまだありますので、そういったところに早く協定書を結ぶ必要があるんじゃないかということを行っているんです。それもおくれをとらないように、よその町から比べて。それをやっていただきたいということです。

それから病院関係ですが、透析の施設については後でお医者さんが来るようになれば設置するとかという話、わかっているんです。いいんです。ただ、策定委員会の中での話し合いで決定したことを踏襲したわけです。それには透析の施設は不可欠であるということを行っているわけですから、重要視しなければならないことなんです、町としては。で、お医者さんを招聘するにはどんな手段で招聘に当たるんですかという質問ですよ。従来もやっていたんだけどもなかったんですから。今度は新しい手法を考えているんでしょうから、どのような手法でお医者さんの招聘に取り組むのか。そこを聞いているんです。透析のお医者さんだけでなくほかの科目のお医者さんの招聘等も含めて、どのような特別手法でこれから当たられていくのかという質問なんです。

以前、私この病院について今後の経営のあり方について公設民営、あるいは指定管理等々の手法もあるんじゃないかと、運営については。町長はいろいろとこれから検討していかなければならないというお話ですが、例えば公設民営ということになる場合には、早目に民営する業者さんといいますか、法人を決めて、建設前にいろいろとご意見を聞く必要があるんじゃないかと思うんです。ぼんと縦を割ってこういう施設でこういう内容ですからどうですかというよりも、これから建設に当たるんだけどもどなたかやってもらえる人はいませんかという、では私たちの意見を聞きながら建設しましょうという引き受けてくれる法人も多いのではないかなど。そんな感じがするので、その辺の公設民営に当たっての考え方、どう考えているのかです。

それから名前なんですが、町長はどうしても志津川という言葉を残したいような雰囲気なんですが、私はこの際新しい病院になるんですから大学からいいイメージとして思われていないと思いますので、できるだけ過去の悪いイメージを払拭するためにも新しい名称でやられたほうがいいと思うんです。何年前でしたか、志津川病院で人気のあったお医者さんがおやめになると、そのおやめになっていくときにいろいろな経緯があっておやめになっていったんです。高野会館で送別会が開かれました。その退任なさる先生の退任の挨拶の中で、私がこの病院を去るに当たっては今後志津川病院は大学との関係が断ち切られますという話をしたのを記憶しております。多分、この議場にいる委員の中にもその病院議員として参画されてその挨拶を聞いた方がいるかと思うんですが。当時、私もその病院議会の副議長でしたので閉会の挨拶を求

められました。この先生がこれまで築き上げた実績、そのレールを引いてくれたものをそのレールから踏み外すことのないように残っているお医者さんで頑張ってくださいという挨拶をしたのもこの間思い出しました。それはそれとしまして、その退任なさっていくときの、その先生ばかりではないんです。いろいろな先生方が退任されていったその経緯というのがあるわけですから。それから大学との距離感が出てきたわけです。派遣もできなくなってきたんです。ですから、余り私はいいイメージでないのではないかなという思いでいますので、この際新しい名称にしたほうがいいということでもあります。その辺のところ、もう一度。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 実は、公設民営につきましてはいろいろ今回の計画を策定する先生とちょっとお話もさせていただきました。こういったもともとのお医者さんが来にくい地域、いわゆる仙台から距離感があると、それからここに通勤が難しいと、そういう地域だからこそお医者さんがなかなかおいでにならないと。そういう地域を請け負う法人が果たして簡単に見つかるのかということについては、その大学の先生は非常に疑問を呈してございました。それはさておいて、公設民営になるとやっぱりこれは当然のごとく町民の皆さんの覚悟を求めなければいけない。ご承知のように不採算分を当然切ります。ですから、今事務長お話ししましたように救急医療の部分については当然切ってくるだろうと。それから、あわせて不採算の今大学から週1、週2でおいでをいただいている診療科、これは当然なくなるだろうということも覚悟はし、それから病院の経営の問題で大きいのは深谷病院が公設民営に移ったときに、退職手当の関係で大変な一時負担金が出ました。石巻市と東松島市がその一時期にいつときにふえてしまった退職金の負担の大変な大騒ぎになりました。やっと3年たってその分の支払いが終わりました。あれだけ大きい石巻と東松島でさえ大変な思いをしたんですから、当院、当然十二分に退職金、手当組合そろってございませんので、一時いつときに出るその大量の退職金の負担、それにどう資金手当てができるのかということも含めて、そういうことをトータルとして含めて検討していかねばならない。ですから、先ほど三浦委員もおっしゃったように患者さんのための病院といいますけれども、例えば救急の問題なんか含めると、これは町民の皆さんのための病院としてどうあるべきかということをやっぱり活発に議論すべきだと私は思っております。ですから、必ず公設民営にすればバラ色が来るということは決してございません。果たしてこの自治体病院のままで行ってどうなるかということを含めてやっぱりこれからいろいろ議論していく。ただ、今回の病院の建設に向けては、これは公設でいくということは我々は基本的に考えてございますので、それはひとつよろしくお願ひ申し上げたい。いずれ、この問題に

についてはそれぞれ委員の皆さん方もさまざまな思いがあろうかと思しますので、我々もしっかりとその辺は委員の皆さん方と議論を交わしていきたいと思っております。

○委員長（西條栄福君） 町長、病院の名称についても一緒に。

○町長（佐藤 仁君） さっきと同じです。検討させていただきたいと思えます。それから、病院のイメージが名前が悪いイメージで断ち切られるとって退職なさっていった先生いらっしゃると思いますが、基本的にそれ以来も東北大学からお医者さんの派遣というのは当然いただいているわけですので、断ち切られたわけでは決してございませんので、その当時の先生がそういう思いで言ったというのはそれぞれの思いがあろうかと思えますが、現実我々はそれ以来も東北大学から支援をいただいて今病院経営をやっているということですので、ご理解をいただきたい。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 介護の何も聞かなかったね。これから介護施設、福祉避難所の関係、よその町。ぜひ。そういうことでこれからひとつ、よその町からおくれをとらないようにやっていただきたいと思えます。

それから、その公設、それはわかります。ただ、その今後の運営についてはやっぱりいろいろと皆さんのご意見を幅広く聞いてやらなければならない。町民の方々の負担を軽くするためにはということもあるんですが、だから難しいのね。経営面と住民、患者さんのための医療の問題と2つあるわけですから。どっちをとるかということはなかなか難しいと思えますけれども、これからはやはりいろいろと検討していかなければならないと思えます。

それから、問題は数字なんですよね。経営の数字、これが先行きが全く悪いわけなんですよね。これを赤字部門、じゃすぐ皆さんは赤字部門を消していいかという話になるけれども、そうしないでやれる手法というのはないんですかね。それを聞いているんです。今までのようなやり方で全く同じやり方です、手法も同じですというとまた赤字が出るんですから。それを町民のために、不採算部門を残しながら余り赤字を出さないようなやり方はないのかということなんです。町民のための病院であるし、病院はなくてはならないんですから。震災前と全く同じような感覚で新しい病院を建てられては困るんです。この際にやっぱり考え方、運営の仕方も変えてもらわないと。だから、名前も変えろということになってくるんです。根本から。

やめます、あとは。また、次回のでやりますから。時間がないですから。

○委員長（西條栄福君） 及川 均委員。

○及川 均委員 ただいま三浦委員からの質疑があったわけですが、この病院の件につき

ましては、先般説明会を開いて質疑応答がたった1時間しかなかったということでありまして、我々議会側としてもこの件につきましては、本来であるならば議決案件であるならば特別委員会でも設置して調査すべきぐらいの案件だと認識をしておりますけれども、現在特別委員会というものを立ち上げてありますから、その中で今後、後日改めて時間をとって十分な時間をとって審議をしていただきたいと思います。今後とも特別委員会の中での取り扱いという方向で委員長にお諮りをいただければいいのかなと思ひまして発言をいたしました。よろしくどうぞ。

○委員長（西條栄福君） ただいま、この病院建設の件につきましては先日の全員協議会からの経緯等を踏まえまして、それからただいまの質問等々も踏まえまして、現在行われておりますこの東日本大震災対策特別委員会の中で、これから調査して議論を深めてよりよいものにしていくということしていきたいと思ひますので、今後そのように取り進めさせていただきたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） ご異議なしと認めます。次回からはそのようにして取り進めさせていただきます。

ほかにご意見ございませんか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。次回の特別委員会の開催は、議長、正副委員長にご一任をいただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） ご異議なしと認めます。よって、次回の会議は、そのように取り進めることといたします。

以上で本日の会議を終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） ご異議なしと認めます。よって、以上で東日本大震災対策特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後4時50分 閉会